

ハンガリー知的財産庁

(H I P O)

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手續

附 属 書

手 数 料	附属書 H U. I
譲渡の宣言書	附属書 H U. II
委 任 状	附属書 H U. III

略語のリスト

国内官庁：	ハンガリー知的財産庁 (H I P O)
H P L：	特許による発明の保護に関するハンガリー法 (1995年法律第X X X III)
H U M L：	実用新案保護に関するハンガリー法 (1991年法律第X X X VIII)

指定（又は選択）官庁 HU	ハンガリー知的財産庁 (H IPO) 国内段階に入るための要件の概要	概要 HU
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31か月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	国内官庁は「故意ではない」の基準に基づき権利回復を認める	
権利回復手数料 ¹	HUF 158,500	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ²	ハンガリー語	
要求される翻訳文 ²	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか?	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか?	認めない	
国内手数料 ¹	通貨：ハンガリー・フォリント（HUF） 特許： 一国内官庁が指定官庁の場合…………… HUF 50,000 更に11番目から20番目までの各請求の範囲につき HUF 2,500 更に21番目から30番目までの各請求の範囲につき HUF 5,000 更に30個を超える各請求の範囲につき…………… HUF 7,500 一国内官庁が選択官庁の場合…………… HUF 25,000 更に11番目から20番目までの各請求の範囲につき HUF 1,250 更に21番目から30番目までの各請求の範囲につき HUF 2,500 更に30個を超える各請求の範囲につき…………… HUF 3,750 実用新案…………… HUF 25,000 更に10個を超える各請求の範囲につき…………… HUF 1,500	
国内手数料の免除、割引又は払戻し	なし	

[次頁に続く]

¹ 国内手数料に追加して支払う。

² PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

HU	ハンガリー知的財産庁 (H I P O) (続き)	HU
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2)	発明者の氏名及びあて名が国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名 ³ 出願人が発明者でない場合には、譲渡証 ⁴ 出願人が欧州連合域内若しくは欧州経済領域協定締約国のいずれにも居所又は業務拠点を持たない場合には、代理人の選任 ⁵	
誰が代理人として行為できるか？	ハンガリーの弁理士、弁護士又は登録された欧州特許弁理士などの許可された代理人 ⁶	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか (PCT規則49の3.1)？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	

3 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

4 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていた場合であっても、国内官庁は更なる書類又は証拠を要求することができる (PCT公報No. 05/2001, 2024頁参照)。

5 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

6 登録弁理士のリストは次のハンガリー弁理士会 (HCPA) ウェブサイトから入手できる。
http://www.szabadalmikikamara.hu/Index.aspx?MN=Tagok_MindenTag&LN=English

国内段階の手續

HU. 01 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

HU. 02 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書HU. I に概説されている。

HPL Art. 8(1)

HU. 03 譲渡の宣言書

詳細については附属書HU. II の譲渡の宣言書の見本（公式な様式ではない）を参照されたい。認証は必要とされない。期間は概要を参照されたい。

HPL Art. 51(2)

HU. 04 代理人の選任

外国の出願人（欧州経済領域の締約国内に永住若しくは居住していない自然人又は法人）は、国内官庁に対するすべての特許案件の手續が許可された弁理士又は弁護士に代理されなければならない。代理人は委任状の提出によって選任しなければならない。見本は附属書HU. III に示す。

HPL Art. 84/S
(7)-(9)

HU. 05 補充ハンガリー調査報告（発明の単一性を欠いている場合）

国際出願の一部が国際調査の対象とならなかった場合、出願人は国際出願のハンガリー語による翻訳文の提出日から3箇月以内に追加調査手数料（附属書HU. I 参照）を支払わなければならない。支払わなければ、未調査部分は取り下げられたものとみなされる。

PCT Art. 7(2)(ii)
HPL Art. 57(2)
57(3)
68
84/Z(1)

HU. 06 発明の図面による説明

特許審査中において国内官庁から特別の通知があれば、出願人は、図面が発明の理解にとって必須ではないが、発明の性質からして図面により説明することができる場合には、発明を説明する図面を提出しなければならない。

HPL Art. 70
23

HU. 07 年 金

国際出願は、国際出願のハンガリー語による翻訳文の提出後、可能な限りすみやかに国内官庁が公開する。国内官庁から出願人に通知される出願公開の日までに、国際出願日から経過した各年の年金を支払わなければならない。その後の年金は、国際出願日の各年の応当日まで前払しなければならない。当該満了日から6箇月以内であれば支払は可能である。年金の額は附属書HU. I に示されている。

PCT Art. 28
41
HPL Art. 72

HU. 08 出願の補正及びその時期

出願人は特許の付与決定が送達される日まで、明細書、請求の範囲及び図面を補正することができる。補正は出願時の出願の内容を超えてはならない。国内段階におけるいかなる補正も、補正手数料（附属書HU. I 参照）の支払を条件としている。

PCT Art. 25
PCT Rule 51
HPL Art. 84/Z(3)

HU. 09 P C T 第25条の規定に基づく検査

関係手續は国内段階6.018から6.021項に概説されている。P C T 第25条の規定に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の過失を否定する場合には、その決定の通知の日から30日以内に当該決定に対する再審理を請求することができる。ブダペスト首都地域裁判所（Fővárosi Törvényszék）は再審理の請求について決定する。

PCT Art. 24(2)
48(2)

HU. 10 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

国内段階6.022から6.027項を参照。

HPL Art.	48	HU. 11 法律で定める特定期間の延長は認められず、期間を遵守しなければ通知なしで法律の効力が生じる。法律に定めのない期間については国内官庁が指定する。この指定期間は2箇月以上4箇月以下であり、請求及び期間延長手数料（附属書HU. I 参照）の支払によって、2箇月以上4箇月以下の延長が認められる。更なる期間延長、及び4箇月を超えるが6箇月以下の期間延長は、特別な場合にのみ適用される。
HPL Art.	49	HU.12 出願人が国際段階又は国内官庁に対する手続において期間を遵守できなかった場合には、権利回復を請求することができる。
	61(1)(c)	
	48(3)	
par.	(1) to (3)	出願人に過失がなく期間が遵守されなかった場合、遵守されなかった日付又は遵守されなかった期間の最終日から2箇月以内に権利回復を請求できる。請求では期間が遵守されなかった理由及び期間が遵守されなかったことが故意によるものでない旨を表示しなければならない。
HPL Art.	61(2)	
	and (6)	
		期間が遵守されなかったことを出願人が後になって知った場合又は遵守されなかった理由が後になって解消された場合の請求期間は、期間が遵守されなかったことについて知った日又は期間が遵守されなかった理由が解消した日から起算する。遵守されなかった日付又は遵守されなかった期間の末日から12箇月以内に請求した場合に限り、権利回復が認められる。 期間が遵守されなかった場合、権利回復の請求時に遵守されなかった行為を遂行しなければならない。 国内官庁が権利回復を認める場合、出願人が遂行した不履行の行為は期間内に遂行されたものとみなされる。必要であれば遵守されなかった日付についてのヒアリングが再度行われる。期間が遵守されなかったことの結果として行われた決定は、必要に応じて又は新たなヒアリングの結果に応じて、全体若しくは一部の取消、変更又は維持が行われる。 次の期間を遵守しなかった場合には権利回復の対象とされない。 (a) 権利回復及び手続継続を請求するための指定期間 (b) 優先権宣言書を提出又は訂正するための指定期間 期間不遵守による帰結が手続継続の請求によって回避可能な場合、権利回復は認められない。
HPL Art.	40	年金の不払によって特許権保護が失効した場合であっても、不払が正当な理由によるものであれば、特許保護はHU.07に記載されている6箇月の猶予期間の満了後3箇月以内に行われた請求により回復することができる。この場合、当該年度について年金の2倍の額を支払う必要がある。
HUML Art.	1	HU.13 実用新案
PCT Rule	49bis.1	
	(a),(b)	
	76.5	出願人は、国際出願に基づき、特許に代えて実用新案による保護を希望する場合には、第22条又は第39条で規定する行為をする時点で、国内官庁にその旨を表示する。実用新案保護の対象は、物の形態又は構成、その部材の構成に関して、新規性、進歩性を備え、産業上利用が可能な発明であり、製造方法、化学的構成物、食品、動植物の品種、微生物又は美的物品は対象とされない。
HUML Art.	30	HU.14 分割
		出願人は、同一の主題について追加の実用新案出願を行い（特許出願の分割出願）、実用新案出願日から2箇月以内にその旨を宣言することによって、国際特許出願の優先権を国内段階において維持することができる。ただし、その分割実用新案出願を次のいずれかの期間内に行うことを条件とする：

(a) 特許付与の決定が確定する日までの特許出願手続中，又は特許出願を拒絶する旨の決定が確定する日から3箇月以内

(b) 新規性欠如又は進歩性欠如を理由とする特許無効の確認決定が確定する日から3箇月以内

実用新案への分割出願は，特許出願日から10年以内に限り認められる。

HPL Art. 62

HU.15 出願人は，同一の主題について追加の特許出願を行い（実用新案出願の分割出願），特許出願日から2箇月以内にその旨を宣言することによって，先の国際実用新案出願の優先権を国内段階において維持することができる。ただし，その特許出願が，実用新案権を付与する旨の決定が確定する日から3箇月以内であって，その実用新案の出願日から20年以内に行われた場合に限る。

手数料

(通貨：ハンガリー・フォリント)

特許についての国内手数料

－国内官庁が指定官庁の場合	37,400
－更に11番目から20番目までの各請求の範囲について	1,900
－更に21番目から30番目までの各請求の範囲について	3,800
－更に30個を超える各請求の範囲について	5,600
－国内官庁が選択官庁の場合	18,700
－更に11番目から20番目までの各請求の範囲について	950
－更に21番目から30番目までの各請求の範囲について	1,900
－更に30個を超える各請求の範囲について	2,800

実用新案についての国内手数料	18,700
－更に10個を超える各請求の範囲について	1,200

国内出願の翻訳文の遅延提出又は国内手数料の遅延支払の追加手数料	58,700
---------------------------------	--------

国際特許出願の効力が消滅した場合の権利回復の請求手数料	117,700 (国内手数料に追加して)
-----------------------------	----------------------

国内手続手数料

－審査手数料 ¹	63,800
－特許付与及び印刷手数料 ¹ (6頁まで)	35,200
－6頁を超える明細書及び図面の各頁 ¹	3,500
－出願に電子媒体のみで1つ若しくは複数のヌクレオチド又はアミノ酸の開示が含まれている場合の、特許付与及び印刷手数料	117,700

補正手数料

－1回目	5,300
－2回目	9,350
－3回目以降	17,600
－更に11番目から20番目までの各請求の範囲について	1,900
－更に21番目から30番目までの各請求の範囲について	3,800
－更に30個を超える各請求の範囲について	5,600

期間延長手数料

－1回目	5,300
－2回目	9,350
－3回目以降	17,600

国際出願のある部分が調査されない場合の国内追加手数料	国内官庁が指定官庁である場合の国内手数料の半額
----------------------------	-------------------------

1 手数料支払の時点で出願人が唯一の発明者である場合、その出願について外国からの優先権が主張されていないければ、手数料の額の4分の1を支払わなければならない。

特許についての年金²

－初年度から第3年度, 各年について	無 料
－第4年度, 単年	88,000
－第5年度, 単年	110,000
－第6年度から第12年度, 各年について	148,500
－第13年度から第16年度, 各年について	154,000
－第17年度から第18年度, 各年について	159,500
－第19年度から第20年度, 各年について	165,000

実用新案についての年金³

－初年度から第5年度, 各年について	21,400
－第6年度から第10年度, 各年について	32,000

実用新案について初年度の年金は、明細書及び図面の6頁を超える各頁につきHUF 3,500 増額となる

年金の支払時期

初年度の年金は出願日が支払日となり、その後の年金は各年の対応日に支払う。すべての年金支払については6箇月の猶予期間が設けられており、猶予期間開始の2箇月前に支払が可能になる。公開前の年金については、公開日から起算して6箇月の猶予期間内に支払わなければならない。

猶予期間中の支払に適用される割増料

－最初の3箇月間	なし
－4箇月目から6箇月目まで	年金の50%

年金支払を行わず失効した特許保護回復の請求手数料 該当する年金の2倍の額

手数料の支払方法

すべての手数料は、支払対象の特定情報（出願又は登録番号）並びに目的（法的根拠）を表示して、ハンガリー国家財務局が保管するハンガリー知的所有権庁の口座 No. 10032000-01731842-00000000 に銀行振込又は為替によって支払わなければならない。出願人がハンガリー又は欧州経済領域のいずれかの加盟国に居住していない場合には、ハンガリーに居住する代理人（弁理士又は弁護士）を通じた場合に限り、適正な支払を行うことができる。

2 1995年法律第XXXIII号の第23条(1)の規定に従う。特許保護の存続期間について、工業所有権手続に関して支払う行政サービス手数料に関する法律の規定に従い、第4年度から年度更新手数料を支払う。この手数料の第4年度は、通知日に続く第3年度の終了後に前払し、その後は出願日に応ずる暦日に前払する。この新规定は2022年6月1日に施行され、2022年6月1日以降に支払期日となる更新手数料に適用される。手数料額は政令No. 19/2005 (IV. 12) GKM 第3条(7)に規定されている。

3 年金支払の時点で所有権者が唯一の発明者である場合、その保護の基礎となる出願について外国からの優先権が主張されていなければ、2分の1の額の年金を支払わなければならない。

様 式（附属書HU. II－III）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 HU. II 譲渡の宣言書

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_hu.pdf

附属書 HU. III 委任状

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_hu.pdf